

5 学生生活への支援

[現状の説明] (「評価の視点」5-1 から 5-3)

(学生の心身の健康の保持)

5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。

(1) クラス担任制

本研究科は、クラス担任制を導入している。各学年をそれぞれ2クラスに分け、定員約25名から構成されるクラスを全体で6クラス置く。そして、各クラスにそれぞれ2名の専任教員をクラス担任として配置し、クラス担任が学生の入学から修了まで一貫した指導を行うことのできる体制をとっている。

(2) オフィス・アワー

上記のクラス担任は、オフィス・アワーを設けて学生の相談に応じている。クラス担任は、原則として1週1時間30分時間のオフィス・アワーを設定し、クラス担任は研究室で待機して学生の相談に応じることとしている。時間割との関係上、オフィス・アワーの時間帯は各クラス担任によって異なるが、それぞれ1週のうちの固定した時間帯に設定し、学生は予約がなくても直接研究室を訪問することができるようにするなど、学生の相談しやすい環境に配慮している。また、クラス担任は、学生の要請があればこれ以外の時間帯にも学生相談に応ずる。

(3) 学生支援担当

クラス担任のほかに、2名の教員が学生支援担当として学生の生活全般に配慮する支援体制をとっている。学生支援担当は、クラスを超えた問題に対処することを任務とするが、とくに後述の「学生相談室」「保健室」との連携を統括する役割を果たすものでもある。

(4) 「学生相談室」「保健室」との連携

本学には、心の問題を抱えた学生の相談に応じるための全学の組織として、専任カウンセラー2名および非常勤カウンセラー5名から構成される「学生相談室」が設置されており(添付資料5「学生相談室利用案内」参照)、本学生の精神衛生の向上を図っている。「学生相談室」は、上記学生支援担当と連携をとって、精神的問題を抱えた本研究科の学生の相談にも応じている。

「保健室」は、全学の組織であり、内科医2名、診療内科医1名、整形外科医3名、産婦人科医1名、精神科医2名および看護師6名から構成されている。毎年健康診断を行って学生の身体の健康について総合的に配慮している。また、看護師は常時保健室に待機しているので、学内で学生に急病が発生した場合にも、すばやく対処することができる体制にある。

(各種ハラスメントへの対応)

5-2 各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。

(1) セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントに関しては、全学的に「セクシュアル・ハラスメント対策委員会設置に関する規程」(添付資料5参照)が制定されている。この規定に基づいて、セクシュアル・ハラスメント対策委員会が設置され、セクシュアル・ハラス

メントの防止や被害者の救済のために活動している。学生がその被害を受けたときは、同委員会へ申立てをすることができる体制が整備されている。

さらに、セクシャル・ハラスメントに関する苦情・相談を広く受けるために「相談窓口」が置かれているが、本研究科の教員一名がその担当者として任命されている。「相談窓口」は、学生から相談を受けたときはただちにセクシャル・ハラスメント対策委員会に連絡することになっている（添付資料5参照）。

以上の点について、入学時のオリエンテーションで学生に周知している。

(2) その他のハラスメント

アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントについては、とくに規定は設けられていない。しかし、これらの問題とセクシャル・ハラスメント問題とは関連性を有することが多いため、これらの問題が発生した場合には、事実上、セクシャル・ハラスメント対策委員会が対処することになっている。

(学生への経済的支援)

5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。

(1) 相談・支援体制

奨学金についての相談は、本学の学生生活支援部学生課およびクラス担任が応じている。クラス担任は、奨学金の概要を説明するだけでなく、推薦書の作成などを行い、学生を全面的にバックアップしている。

(2) 奨学金制度

本研究科学生は、以下のような奨学金制度を利用することができる（添付資料11-16 神奈川大学法科大学ホームページ「入試概要 給費生制度・奨学金制度」参照）。

(a) 法科大学院給費生制度

本研究科は、経済的支援だけでなく優秀な成績を修めた学生を顕彰するという意義をもつ、本研究科独自の「給費生制度」を設けている。この制度は、各学年10名以内の範囲で「学業成績、人物ともに優れ、他の模範となる学生」を法科大学院給費生として採用し、年間100万円の奨学金を給付し、その返還義務を免除するものである。選考方法は、学業成績については、1年生は入学試験の成績に、2年次以上の学生は学業成績に基づき、人物評価・勉学態度を勘案する総合評価により決定している。

(b) 神奈川大学独自の奨学金制度

神奈川大学全学の奨学金制度としては、次のようなものがある。

① 「神奈川大学学費減免奨学生」（年間授業料を50%減免する。）

選考方法は、一定の単位数を修得し、「優」の修得単位数が総修得単位数の50パーセント以上の者であること、および家計状況が相当困窮していること、奨学生にふさわしい人物であること、を基準に選考される。

② 「神奈川大学村橋・フロンティア奨学金」（給付金1件40万円）

法務研究科未修1年生が対象となり、研究意欲、資質ともに特に優れていると認められる者に給付される。

③ 「神奈川大学激励奨学金」（給付金1件10万円）

寄付者の意向によって募集対象者が決まる奨学金で、成績および経済的に

学業の継続が困難な学生に給付される。

- ④ 「神奈川大学貸費生」(日本学生支援機構奨学金等を受けていない者に年間授業料の70%を貸与する。)

選考方法は、学習意欲がある学生であり、日本学生支援機構第2種奨学金の家計基準を満たし、かつ人物として将来良識ある社会人として活躍できる見込みがある者であるかどうかを基準に選考される。

- (c) 社団法人宮陵会の奨学金制度

本学卒業生の団体である(社)宮陵会は、神奈川大学を卒業し、大学院の研究科に在学する学生に対して次のような奨学金制度を実施している。

- ① 「社団法人宮陵会大学院給付奨学金」(給付金1件50万円)

選考方法は、神奈川大学を卒業し、本学大学院に在学し、学業成績、人物ともに優れていると認められ、かつ将来的志向が明確な者であることを基準に選考される。

- ② 「社団法人宮陵会貸与奨学金」(貸与金1件30万円以内)

急激な家計の変化により当座の学費が払えない等、経済的に困難な学生に対して貸与される。

- (d) 日本学生支援機構の奨学金制度

「第一種奨学金(無利子)」と「第二種奨学金(有利子)」がある。

(3) 教育ローン

神奈川大学は、銀行と提携して教育ローンの紹介を行い、学費等の不安を解消して、学生が学業に専念できるよう配慮している(添付資料11-17 2008年神奈川大学法科大学院法務研究科入学試験要項9頁参照)。

[点検・評価(長所と問題点)](「評価の視点」5-1から5-3)

学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制の整備について、クラス担任は、学生からの相談を受けるだけでなく、学修上または生活上問題があると判断される学生がいるときには積極的に面談を行って個別指導してきた。そのような実績から、クラス担任制は、学生の相談・支援体制としてはおおむね有効に機能していると考えられる。

法科大学院をとりまく環境が厳しいなかで、少なくない学生が心の問題を抱えることが予想され、「学生相談室」との連携が重要な課題となっている。このような観点から、本研究科は、e-Learning トップページに学生相談室からの学生へのメッセージを掲載して、学生が「学生相談室」を気軽に利用できるよう配慮している(添付資料11-18 e-Learning 掲載文書参照)。また本研究科は、「学生相談室」と連携して、本研究科学生に対し修学上あるいは生活上の問題についてアンケート調査を実施し(添付資料11-19 アンケート文書参照)、学生の抱える心の問題について真剣に取り組むべく、2007年7月4日「心の健康」というテーマで学生を対象とした講演会を開催した。講演者は「学生相談室」の下田節夫教授である(添付資料11-20「講演会のお知らせ」参照)。以上のように、本研究科は「学生相談室」と連携し、心の問題を抱えた学生が問題を解決することができるよう努めており、その成果も徐々に現れていると思われる。

各種ハラスメントに関する規定および相談体制の適切な整備ならびに学生への

周知について、セクシャル・ハラスメントについては、規定が整備され、これに基づいて学内に委員会が設置され、相談体制が確立している。問題が発生したときには、「相談窓口」だけでなくクラス担任も相談に応じており、問題に適切に対処する体制が整えられているので、とくに問題はないと思われる。

その他のハラスメントに関しては、規定がまだないという問題を残しているが、実質上、セクシャル・ハラスメント対策委員会がこれに対応しているので、現在の時点で不都合は生じていない。

奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制の整備について、奨学金の相談に関してはクラス担任および学生生活支援部学生課がきめ細かく対応している。また、本研究科学生は、法科大学院給費生制度をはじめとさまざまな奨学金制度を利用することができるが、それでもなお経済的不安を完全に解消するところまでにはいたっていないのが現状である。今後もなおいっそう奨学金制度を拡充することが必要である。なお、これは経済的支援といえないかもしれないが、未就学児童を抱えた学生が子供を保育園等に預けることができなくなった場合、どのように支援するかが課題となっている状況である。

【将来への取組み・まとめ】（「評価の視点」5-1 から 5-3）

学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制の整備について、学生相談室との連携がスムーズに機能し、心身の健康を保持・増進するために必要な情報を学生に提供する体制がほぼ整っていると見えるが、心身の健康保持増進はますます重要性を増しているので、今後とも相談体制の充実・整備に取り組む必要がある。

各種ハラスメントに関する規定および相談体制の適切な整備ならびに学生への周知について、学内の説明会等を利用してセクシャル・ハラスメント問題の予防等について学生への周知をさらにはかっていきたい。セクシャル・ハラスメント委員会の存在については、入学時のオリエンテーションでの説明だけでなく、パンフレットの配布等も行い、周知をはかりたい。

その他のハラスメントに関しては、早急に、規定を定める必要がある。

奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制の整備について、クラス担任等の相談体制は整っているが、奨学金制度がまだ十分とはいえないので、今後内外に積極的に働きかけて、新たな奨学金制度の開設など、奨学金制度の拡充に努めていきたい。

また、未就学児童を抱えた学生が保育園・託児所の利用について問題をかかえたときは、行政への説明・陳情を行うことは当然として、それ以外にどのように学生を支援できるか検討する必要がある。この最も有効な解決策は学内託児所の設置であるが、全学的な検討がないのが現状である。

【現状の説明】（「評価の視点」5-4 から 5-6）

（身体障がい者等への配慮）

5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な相談・支援体制が整備されているか。

本研究科の、身体障がい者等の受入れについての基本的な考え方は、身体障がい者等にも法曹となる道を開くべく最大限の努力をするというものである。

身体障がい者等が本研究科に実際に入学した場合には、研究科事務局およびすべての教員が身体障がい者等の支援に当たるのに加えて、上記のクラス担任、さらには、学生生活支援担当教員が、身体障がい者等の特別なニーズをきめ細かく拾い上

げ、適切に対応することとしている。

(進路についての相談体制)

5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が整備されているか。

新司法試験合格後の進路に関しては、各教員の個別的なアドバイスと、クラス担任、学生生活支援担当教員によるアドバイスを併用する体制をとっている。学生は、特定の教員に相談することもできるし、クラス担任等に相談することもできる。

なお、法曹以外の進路を検討するに至った学生も、上記のように、特定の教員、あるいはクラス担任等に相談することが可能であるし、全学的な相談窓口である学修進路指導部に相談することもできる。

(特色ある取り組み)

5-6 学生が安心して学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組を行っているか。

学生生活の支援に関する特色ある取組について、本研究科では、全ての学生に、静粛が保たれた清潔な共同研究室内の専用学習スペース(十分な広さの机、椅子、およびかぎ付きロッカー)を確保している。また、2,000枚のコピーが可能なコピーカードを毎年支給し、さらに、十分な図書予算を計上して、現在まで、学生の法律専門書の購入希望に100%応えている。

また、学習の能率を向上させるためには、質の高い休息も不可欠であるとの観点から、共同研究室と同じフロアの一角に軽い飲食をしたり歓談したりすることができる「リフレッシュスペース」を設けている。さらに、エクスターンシップや登記実習の関係先に対しては、それぞれ、本研究科主催の謝恩パーティーを催して、本研究科の教育への一層の理解と協力を求め、これを通じた学生の学修環境の向上に努めている。

[点検・評価(長所と問題点)] (「評価の視点」5-4から5-6)

身体障がい者等への配慮等については、上述した「統一マニュアル」(4-13参照)作成への動きにも現れているように、神奈川大学は、全学的にこれに積極的に取り組んでいると思われ、また、本研究科も、意識の面でも、施設の面でも、身体障がい者を受け入れる準備は、相当程度整っていると考える。ただ、障がいの種類によっては、現在の支援体制になお不十分なところがあるのも事実である。

進路等についての相談体制については、本研究科は1学年50名の少人数であるので、学生と教員との距離が近く、相談がしやすい環境にある。

特色ある取り組みについても、学生と教員との距離が近いことによって、学生の希望が教員・大学側に伝わりやすく(上記の休憩スペースの設置も、学生の希望によるものである)、迅速できめの細かい対応が可能になっていると考えている。

[将来への取組み・まとめ] (「評価の視点」5-4から5-6まで)

身体障がい者等への配慮等について、支援を充実させるべく、関係部局との交渉を続け、来年度中には、何らかの成果を挙げたいと考えている。進路等についての相談体制、特色ある取り組みについては、学生に対して毎年実施しているアンケート

トに、これらについての要望を書き込む項目を設け、学生のニーズの拾い上げを充実させる予定である。